

市町村合併を 考える

—Part 4—



市ではこれまで3回にわたり、広報よしかわで市町村合併に関する特集を行いました。今回は、先日、新聞報道のありました「吉川市松伏町合併研究会の設置に至った経緯」について市民の皆さんにご報告するとともに、「吉川市松伏町合併研究会での研究内容」、「吉川市・松伏町の現状」について市民の皆さんと考えていきたいと思ひます。

吉川市松伏町合併研究会 の設置に至った経緯

市民の皆さんの中でもご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、平成十五年一月十五日、十六日に一部新聞紙上において、吉川市、松伏町の一市一町による「合併研究会の設置」についての記事が掲載されました。

そこで今回は、両市町が合併研究会の設置を合意するに至った経緯を報告します。

総務省により設置された「市町村合併法定協議会運営マニュアル研究会」が作成しました「合併協議会の運営の手引き」によれば、合併協議会の立ち上げから合併まで約二十二月間が必要とされており、平成十七年三月までに市町村が合併するためには、遅くとも平成十五年六月までに各市町村議会において合併協議会設置のための議決が必要となるため、合併の枠組みに関する早急な検討を要する状況にありました。

吉川市と松伏町は、現在も近隣の越谷市、草加市、八潮市、三郷市とともに埼玉県東南部都市連絡調整会議を構成し、五市一町による合併について調査・研究を行っています。平成十四年十二月末に行われた吉川市・松伏町両首長

会談の席上、五市一町の枠組みでは合併特例法の期限内である平成十七年三月までの合併は困難であるとの認識で一致しました。

そのため、吉川市・松伏町両首長は、税制面において市町民への負担が少ない両市町による合併の可能性を検討してはどうかという考えで同意しました。

それにより、吉川市・松伏町による合併を行った場合の効果などについて詳細な検討を開始するために、平成十五年一月末に「吉川市松伏町合併研究会」を設置して、事務レベルによる合併の検討に入ることになりました。

このような経緯により、吉川市・松伏町両市町は、「吉川市松伏町合併研究会」を設置することに至りました。

今後、「吉川市松伏町合併研究会」において調査・研究した成果を資料として情報提供を行い、市民の皆さんや議会の理解が得られれば、今年六月にも合併特例法に基づく合併協議会の設置を議会に提案していく予定です。

吉川市松伏町合併研究会 の研究内容

続きまして、「吉川市松伏町合併研究会」において、調査・研究している内容について紹介します。

○合併に伴う財政効果

両市町が合併を行う場合、歳入の増額、歳出の削減および財政運営への影響が見込まれるものを調査・検討し、どの程度の財政効果となるか具体的に算出を行う。

○合併を行った場合の住民サービスにおける変化

特に住民サービスに深く影響があると考えられる事業を選び出し、合併に伴う財政効果を利用して、サービス水準を高めるという前提のもと、両市町が行っているサービスが合併後どのように変化をするか、シミュレーションを行う。

○合併を行う場合の調整が必要な事務事業

両市町が合併を行う場合、行政内部の事務事業を調整しなければならぬものがある。また、内容はどうなるのか、また、内容はどうか、内容はどうなるのかの調査・検討を行う。

○市町村合併による制度上の変更点

両市町が合併を行う場合、事務事業「福祉、財政、選挙、議会、産業、監査、住民負担、教育、道路」などにおいて、住民生活や行政の面において変更が生じるものについて検討を行う。